

## 別表第2

### 本庁及び東三河総局において許可する行為

- 1 特別保護地区内の各種行為
- 2 特別地域内の行為のうち次に掲げる行為
  - (1) 第1種特別地域にかかる車道の開設
  - (2) 高さ50メートル又は地上部の容積3万立方メートルをこえる工作物の新築又は増築  
(増築後において当該規模をこえるものとなる場合を含む。)
  - (3) 5ヘクタール以上の土石等の採取行為(既に許可を得て反復継続して行われる川砂、海砂の採取を除く。)
  - (4) 5ヘクタール以上の土地の形状変更、水面の埋立若しくは干拓を必要とする行為